

別紙 1

土井ヶ浜プロジェクト基本計画策定業務 仕 様 書

1 業務の名称

土井ヶ浜プロジェクト基本計画策定業務

2 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

3 業務実施場所

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（下関市豊北町神田上891-8）ほか

4 業務の目的

本業務は、国指定史跡 土井ヶ浜遺跡（以下「遺跡」という。）を擁する土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を核として、にぎわいと交流の拠点を創出し、土井ヶ浜とその周辺及び豊北地域、ひいては日本海沿岸エリアの地域振興を図る「土井ヶ浜プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の基本計画を策定するものである。

プロジェクトの推進に当たっては、歴史や文化をはじめとする地域資源を最大限に活用し、地域の住民・行政・民間事業者、その他多様な主体が連携して事業を展開することを図る。プロジェクト推進の中心を担うミュージアムについては、博物館としての機能強化を図るとともに、様々な現代的課題にも対応しうる社会インフラとしての役割も期待され、基本的活動の充実だけでなく、新しい発想も導入した機能の強化も求められる。ミュージアムは、本来、その存在自体が地域の魅力向上及びシビックプライドの醸成に資するものであり、このたびの基本計画策定においては、このことを基礎として戦略的な検討を行う。

5 業務の対象とする範囲及び施設

本業務の対象範囲は、施設整備計画においては、別記1に示す範囲を基本とする（ただし、関連する各種事業者へのサウンディング等を経て、必要が生じた場合は、対象範囲変更の可能性はある。）。

地域の魅力向上の検討に当たっては、「土井ヶ浜」を核として豊北地域や日

本海沿岸地域のブランディングが図れるよう、参加者が最適なエリアを定めて提案すること。

なお、計画にあたっては、下記の点に留意すること。

- ・施設整備計画は、ミュージアム本館を増改築し、博物館の機能を強化するとともに、別記1に示す対象を効果的・効率的に活用し、エリアブランディングに寄与するものであること。
- ・史跡指定地については、文化財保護法上の規定に基づき、土地の形状の変更を伴う行為は国の許可等を要するため、本業務では対象としない。ただし、土井ヶ浜ドーム内の展示については、ミュージアム本館とともにリニューアルを図るものとする。
- ・埋蔵文化財調査棟（調査室及び倉庫）は、収蔵資料等を移転後解体撤去し、敷地の売却も含めて活用について検討する。
- ・史跡指定地南側の敷地利用に関する検討にあたっては、当時の地形や指定地に隣接することを考慮し、歴史的景観に配慮すること。

6 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施にあたり、業務概要、実施方針、業務工程、実施体制、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成し、下関市の承認を受けること。

(2) 基礎調査及び現況整理

プロジェクトの事業化に当たり、関連法令、上位関連計画及び背景情報等を整理し、遺跡及びミュージアム、提案の対象とするエリアの現状を多角的に把握した上で課題等を抽出すること。

(3) 基本方針の整理及びコンセプトの策定

博物館の機能強化及び「土井ヶ浜」のブランド化について、基本方針を整理するとともに、地域の象徴となるコンセプトを策定する。

(4) 先進事例の調査と適用可能性の検討

国内外における事例を収集・整理し、プロジェクトに応用可能な施策や運営手法を検討する。

(5) 実施体制・運営スキームの検討

プロジェクトの実現に向けた推進体制のあり方を整理し、組織体制、役割分担、運営方法を検討する。

(6) 情報発信と普及戦略の検討

エリアブランディングに基づく情報発信について、検討する。

(7) 関係者との調整・検討会運営支援

ア 庁内検討連絡会議の運営支援

連絡会議の運営等について、会議の進行に必要な資料及び議事録の作成などの支援を行う（2回程度）。

イ 関連する各種事業者へのサウンディング

プロジェクトへの民間事業者の参画を見据え、民間事業者へのサウンディングを行う。

ウ 地域住民等への意見聴取、ワークショップの開催

プロジェクトの検討及び推進、地域の機運醸成・合意形成に向けて、地域住民や関係機関へのアンケート・意見聴取のほか、ワークショップ（3回程度）を開催し、実施内容の取りまとめ及び分析を行う。

対象者の選定や運営等は、下関市と協議の上決定するものとし、これらに係る経費は、委託料に含むものとする（会場費を除く。）。

(8) 関係データ収集、分析調査

基礎調査及び現況整理の結果を踏まえ、基本方針及びコンセプトに基づき、下記の関係データを収集、分析する。

ア 集客予測

イ 経済波及効果

ウ 社会的影響（ミュージアム及びエリアブランディングが市民や地域に与える影響、効果の分析）

(9) 基本計画の策定

上記の成果を踏まえ、基本計画を策定する。想定される主な項目は次のとおり。

ア 博物館の機能強化に関すること

①施設整備計画

諸室の構成・規模、配置計画、収蔵施設（収蔵資料の効率的な集約化）の検討

※配置計画においては、ゾーニング図を提示すること。

②展示改修計画

展示コンセプト、展示構成、展示手法、展示イメージの検討

③事業活動計画

博物館としての活動方針、資料収集保存事業、調査・研究活動、教育普及活動、情報発信事業の検討

④管理運営計画

維持・管理計画の作成

イ 魅力向上・ブランディングに関する計画

「土井ヶ浜」の魅力向上・発展に貢献するエリアブランディングを検討し、ブランドの確立に向けた手法や想定される整備内容等、モデルプランを複数案提示する。基礎調査及び現況整理で把握された、地域的な課題への取組も含めること。

ウ 実施スケジュール（ロードマップ）の作成

プロジェクトの推進について、全体を短期・中期・長期のフェーズに分け、基本計画に基づく整備・運営の段階的な展開を整理し、事業全体の整備スケジュール（工程表）を策定する。

エ 事業費の概算及び財源の検討

上記を踏まえ、概算事業費（設計費用、施設整備費用、展示リニューアル費用、維持管理費、管理運営費等の概算額）を算出する。また、本事業に適用可能な補助金等について、検討すること。

オ イメージ図の作成

プロジェクトのビジョンを分かりやすく伝えるため、イメージ図を作成する。博物館の機能強化における展示イメージ図を必ず含むこと。

7 貸与資料

本業務を実施するにあたり、貸与を予定している資料は次のとおり（下関市ホームページ等から入手できるものを含む。）。

- ・第3次下関市総合計画（令和7年3月）
- ・下関市都市計画マスタープラン（令和4年3月）
- ・第2期下関市観光交流ビジョン（令和7年3月）
- ・下関市教育大綱・下関市教育振興基本計画〔第4期〕（令和7年5月）
- ・土井ヶ浜整備事業基本構想（平成30年3月）
- ・その他必要かつ貸与可能な資料で下関市が所有するもの

8 成果物

以下の成果物を、業務完了時に提出すること。体裁については、下関市との協議によるものとし、現時点の想定を示す。なお、別途定める形式により、電子データも提出すること。

計画の取りまとめの過程で収集した資料についても、全て提出すること。

- ・基本計画 20部（A4判縦型又はA3判横型、左綴じ製本、カラー両面印

刷)

- ・基本計画（概要版） 30部
- ・計画図・イメージ図（A3判、額なし、普通紙） 一式
- ・打合せ記録
- ・その他下関市が指定するもの

なお、受託者は下関市が指示し、これに同意した場合には、履行期間中においても、成果物の部分引渡しを行なわなくてはならない。

9 注意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時下関市と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。なお、打合せ記録については、受託者において作成し報告書に反映させること。
- (3) 受託者が、業務期間中に調査検討し作成した資料は、随時、下関市に電子データで提供できるようにしておくこと。なお、提供する電子データについては、汎用性が高く、修正等ができるファイル形式で作成すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らさないこと。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項であっても、下関市と協議の上、業務の実施上必要と認められる事項については実施すること。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに下関市が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担すること。
- (7) 業務に必要な資料で下関市が所有している提供可能なものについては貸与する。この場合は、業務が完了した後、速やかに返却すること。また、受託者は貸与品について常に善良な管理を行うとともに、下関市の承諾なしに第三者に公表、貸与しないこと。
- (8) 業務で得られた成果品の著作権、利用権はすべて下関市に帰属し、受託者は、著作権法第21条から第28条に定める権利（著作権（財産権））を下関市に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に定める権利（著作者人格権）について、受託者は権利行使をしないものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。